



計 量 証 明 書

みつぎ産業株式会社 様

業務名： 令和3年度広原処分場周辺水質調査
計量対象： 水質
採取場所： 廿日市市広原
採取者： 一般財団法人 広島県環境保健協会
採取年月日： 2021年8月11日

計量証明事業所
広島県登録 第K-6号・第K-7号・第K-69号
一般財団法人 広島県環境保健協会
〒730-8631広島市中区広瀬北町1号
TEL (082) 293-5555
理事長 佐藤 均
環境計量士 森脇 治



計量法第2条に定めるもののうち、濃度に係る計量の結果を証明いたします。

計量項目	計 量 結 果	単位	計量方法	定量下限値
	放流口			
pH(25℃)	7.1	-	JIS K 0102 12.1	—
BOD	1.5	mg/L	JIS K 0102 21	0.1
COD	7.9	mg/L	JIS K 0102 17	0.4
浮遊物質	1未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表9	1
亜鉛	0.009	mg/L	JIS K 0102 53.3	0.001
* 電気伝導率	46	mS/m	JIS K 0102 13	0.1
塩化物イオン	40	mg/L	JIS K 0102 35.1	10
カドミウム	0.001未満	mg/L	JIS K 0102 55.3	0.001
シアン	0.1未満	mg/L	JIS K 0102 38.5	0.1
鉛	0.005未満	mg/L	JIS K 0102 54.3	0.005
六価クロム	0.02未満	mg/L	JIS K 0102 65.2.1	0.02
ヒ素	0.006	mg/L	JIS K 0102 61.2	0.005
総水銀	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表2	0.0005
アルキル水銀	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表3	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表4	0.0005
ジクロロメタン	0.002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.002
四塩化炭素	0.0002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0006
トリクロロエチレン	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.001
テトラクロロエチレン	0.0005未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.0002
チウラム	0.0005未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表5	0.0005
シマジン	0.0003未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表6第1	0.0003
チオベンカルブ	0.001未満	mg/L	環告第59号(昭46)付表6第1	0.001
ベンゼン	0.001未満	mg/L	JIS K 0125 5.2	0.001
セレン	0.002未満	mg/L	JIS K 0102 67.2	0.002

水質検査成績書

みつぎ産業株式会社 様

広島県広島市南区
宇品神田3丁目6-18

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 佐藤 均
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)



業務名 (工事名) 令和3年度広原処分場周辺水質調査

採水場所	下流地下水						
採水年月日時	2021年8月11日 9時20分			天候	[前日] 晴	[当日] 曇	
水の名称及び種類	地下水			採水時の温度	[気温] 23.9℃	[水温] 15.2℃	
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会			採水者名	吉野・甲田		
受付日	2021年8月11日			検査期間	2021年8月11日～2021年8月23日		
検査項目	単位	検査結果	基準値等	検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	3	100以下	総トリハロメタン	mg/L	0.0001 未満	0.1以下
大腸菌	—	---	検出されないこと	トリクロ酢酸	mg/L	---	0.03以下
大腸菌(定量)	MPN/100mL	0	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.0001 未満	0.03以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	---	0.003以下	ブロモホルム	mg/L	0.0001 未満	0.09以下
水銀及びその化合物	mg/L	---	0.0005以下	ホルムアルデヒド	mg/L	---	0.08以下
セレン及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.002	1.0以下
鉛及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	---	0.2以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	---	0.01以下	鉄及びその化合物	mg/L	0.08	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	---	0.02以下	銅及びその化合物	mg/L	0.007	1.0以下
亜硝酸態窒素	mg/L	---	0.04以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	---	200以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	---	0.01以下	マンガン及びその化合物	mg/L	0.002	0.05以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	---	10以下	塩化物イオン	mg/L	2.6	200以下
フッ素及びその化合物	mg/L	---	0.8以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	7.0	300以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	---	1.0以下	蒸発残留物	mg/L	45	500以下
四塩化炭素	mg/L	---	0.002以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.2以下
1,4-ジオキサン	mg/L	---	0.05以下	ジオスミン	mg/L	---	0.00001以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	---	0.04以下	2-メチルリンボルネオール	mg/L	---	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	---	0.02以下	非イオン界面活性剤	mg/L	---	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.005以下
トリクロロエチレン	mg/L	---	0.01以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.2 未満	3以下
ベンゼン	mg/L	---	0.01以下	pH値	—	6.2	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/L	---	0.6以下	味	—	---	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	---	0.02以下	臭気	—	---	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.0001 未満	0.06以下	色度	度	---	5以下
ジクロロ酢酸	mg/L	---	0.03以下	濁度	度	---	2以下
ジプロモクロロメタン	mg/L	0.0001 未満	0.1以下	残留塩素	mg/L	---	—
臭素酸	mg/L	---	0.01以下	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	個/100mL	---	—
判定	上記検査項目については、水質基準に適合する。						
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司						

1.水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
2.指標菌は、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(平成19年3月30日健水発第0330006号)によります。